

彦根子どもサポートネットワーク 定款・規約

第1条(目的)

本会は、彦根市及び滋賀県に住む児童や住民との交流及びサポートを目的とする。

第2条(名称)

本会の名称を以下のとおりとする。

彦根子どもサポートネットワーク

第3条(設立日)

本会の設立日を以下のとおりとする

2019年7月1日

第4条(所在地)

本会の事務所を以下に置く。なお、事務所を本会の住所地とする

〒522-0038 滋賀県彦根市西沼波町 175-1 ごはん家くまぐま+内

第5条(会員)

1 この会の会員は、本会の目的に賛同し、入会登録を行った者とする。

第6条(役員)

この会に以下の役員を置く。

代表理事 1名 熊川裕美子

副代表理事 1名 村田大河

理事(事業) 1名

理事(会計) 1名

監査役 1名 漢見覚恵

顧問 1名 南出吉祥

代表は会を代表し、円滑な運営に努める。副代表は代表を補佐し、代表が欠員のときは代表の職務を遂行する。

第8条(運営)

本会は、第1条の目的を達成するために、次の活動を行う。

1 学習支援・子ども食堂・交流活動を通じて、児童へのサポートを行う。

2 運営に関する事項は会員の過半数の賛成でこれを決する。



第 9 条(入会)

本会への入会を希望する者は、入会申請書を代表あてに提出し、面接を経て、代表及び過半数の会員による承認を得るものとする。18 歳以下の者は保護者の承認も必要とする。

第 10 条(退会)

- 1 会員は、退会届を代表に 提出し任意に退会することができる。
- 2 会員が、次の各号のいずれかに該当する時は、退会したものとみなす。
 - (1) 本人が死亡したとき

第 11 条(会員資格の抹消)

本会会員が次の各号に該当することになった場合は、代表又は過半数の会員による決定により登録を抹消することができる。

- (1)会員との連絡が無断で絶たれた場合
- (2)5 年以上活動実績がない場合。但し、休会届を提出した場合は、この限りでない。
- (3)触法行為を行なった場合。公安機関に逮捕され、起訴された場合。
- (4)会員としてふさわしくないと認められる事態が発生した場合

第 9 条(設立年月日)

本会は、令和元年 7 月 1 日をもって設立とする。

第 10 条(規約改正)

本会の運営に規約改正が必要な場合は、会員の話し合いにより定める。

第 11 条 (総 会)

この会の定時総会は事業年度終了後に開催し、必要のつど臨時総会を開くことができる。

- 1 総会の招集は会長が行う。
- 2 総会の議長は会長が務める。
- 3 会員は必要に応じて、議決事項を提示して臨時総会の招集を請求することができる。
- 4 総会は会員の 2 分の 1 以上の者が出席しなければ、会議を開き議決することはできない。

但し書面表決書または委任状をもって出席とみなすことができる。

- 5 議案の決議は出席者の過半数の賛成でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。



6 総会の決議事項及び報告事項は、次のとおりとする。

- (1)規約の改正に関する事項
- (2)会員の加入及び脱退に関する事項
- (3)事業報告及び決算、事業計画及び予算
- (4)役員の変更
- (5)その他必要と認められた事項

附則

1. この規約は、彦根子どもサポートネットワーク 設立日である令和元年 7 月 1 日より施行する
2. この規約の変更は令和 5 年 3 月 17 日より施行する

この規約の記載内容について、事実と相違ないことを証明します。

令和 5 年 3 月 16 日

(住所)滋賀県彦根市西沼波町 175-1

(団体名)彦根子どもサポートネットワーク

代表理事 熊川裕美子 

